

(証券コード 8984)  
(発信日) 2023年11月10日  
(電子提供措置の開始日) 2023年11月6日

投資主各位

東京都千代田区永田町二丁目4番8号  
大和ハウスリート投資法人  
執行役員 浅田 利春

## 第14回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第14回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、本投資主総会に当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができます。議決権行使書面による議決権の行使をご希望の場合は、後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2023年11月27日（月曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。**

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、**当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、現行規約第15条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

<現行規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出される

ことについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産の運用に係る委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）（以下「整備法」といいます。）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、整備法第10条第9項の定めに基づき同日をもって本投資法人規約に投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされることに基づき、投資主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第14回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.daiwahouse-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを

入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択の上、ご確認いただくこともできます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

さらに、電子提供措置事項は、上記各ウェブサイトのほか、株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の株式会社プロネクサスのウェブサイトにアクセスしてご確認いただくこともできます。

株式会社プロネクサスウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8984/teiji/>

敬具

## 記

1. 日 時：2023年11月28日（火曜日）午前10時00分（受付：午前9時30分）
2. 場 所：東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号  
大和ハウス工業株式会社 東京本社 2階大ホール  
(末尾の「第14回投資主総会会場のご案内図」をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

---

(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ③議決権行使書面によって議決権をご行使いただく場合、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ④電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法  
電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合には、その旨、修正前及び修正後の事項を、前記の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ⑤当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ⑥本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 下記(2)変更による定義語の追加をするものです（現行規約第2条）。
- (2) 本投資法人は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書及び整備法附則第3号に規定する改正規定（これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正規定を含みます。）が2022年9月1日に施行されたことに伴い、整備法第10条第9項の定めに基づき、同日をもって、本投資法人について投資主総会参考書類等の電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされることに基づき、明確化のため本投資法人の規約においてその旨の規定を追加するとともに、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を追加するものです（変更案第9条第5項及び第6項）。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2条(目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等資産(特定資産(投信法第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。))のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。)第105条第1号へに定めるものをいう。)に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第9条(招集)</p> <p>1. から4. (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2条(目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等資産(特定資産(投信法第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。))のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。)(以下「<u>投信法施行規則</u>」という。)第105条第1号へに定めるものをいう。)に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第9条(招集)</p> <p>1. から4. (現行どおり)</p> <p>5. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>6. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち、投信法施行規則で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>



## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員浅田利春は、2023年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2023年12月1日付で、新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、執行役員1名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、2023年12月1日より2年間となります。

また、執行役員の選任に関する本議案は、2023年10月18日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
さいとう つよし 齊藤 毅 (1959年12月4日)	1982年4月 株式会社北海道拓殖銀行 入社
	2009年7月 中央三井信託銀行株式会社 執行役員 リスク統括部長
	2012年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員
	2013年4月 三井住友信託銀行株式会社 常務執行役員
	2016年4月 同社 専務執行役員
	2017年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 副社長執行役員
	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役副社長
	2021年4月 三井住友トラストクラブ株式会社 取締役会長 三井住友トラスト総合サービス株式会社 顧問(非常勤) (現任)
	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 アドバイザー
	2021年6月 りらいあコミュニケーションズ株式会社 監査役(非常勤)
	2021年8月 UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 取締役会長(非常勤)(現任)
	2023年4月 三井住友トラストクラブ株式会社 会長(現任)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有していません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が本議案により執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれるこ

ととなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。



### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第19条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時である2025年11月30日までとなります。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2023年10月18日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
つちだこういち 土田耕一 (1959年7月26日)	1983年4月 大和ハウス工業株式会社 入社
	1997年10月 同社 熊本支店経理課課長、総務課課長
	2002年4月 同社 管理本部経理部統括グループ長
	2003年10月 同社 管理本部財務部財務・資金グループ長
	2005年4月 同社 管理本部財務部財務・資金グループ次長
	2006年4月 同社 管理本部財務部長
	2006年6月 株式会社ダイワサービス (非常勤) 監査役
	2006年12月 大和ハウスインシュアランス株式会社 (非常勤) 取締役
	2007年4月 大和ハウス工業株式会社 経営管理本部財務部長
	2008年4月 同社 (兼務) 経営管理本部IR室長
	2014年4月 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社(転籍) 代表取締役社長(現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本資産運用会社の代表取締役社長であります。
- ・上記補欠執行役員候補者は、上記を除き、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を23口保有しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員石川浩司及び監督役員小粥純子の両名は、2023年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2023年12月1日付で、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、監督役員2名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、2023年12月1日より2年間となります。

また、投信法及び現行規約第18条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
1	いし かわ ひろ し 石川 浩 司 (1968年6月8日)	1997年4月 司法修習生 1999年4月 東京弁護士会 大原法律事務所 入所(現任) 2013年6月 株式会社日本エム・ディ・エム 社外取締役(現任) 2013年12月 大和ハウス・レジデンシャル投資法人(現 大和ハウスリート投資法人) 監督役員(現任)
2	こ がゆ じゅん こ 小 粥 純 子 (1967年10月10日)	1991年4月 中央新光監査法人(クーパーズ・アンド・ライブランド) 入所 1994年3月 公認会計士登録 2006年9月 あらた監査法人入所 2010年8月 日本公認会計士協会 IFRS・国際研究員 2012年8月 日本公認会計士協会 自主規制・業務本部 調査・相談グループ長 2012年10月 東北大学大学院経済学研究科(会計大学院) 教授(現任) 2020年1月 小粥純子公認会計士事務所 開設(現任) 2020年3月 税理士登録 2020年4月 竹内絢子税理士事務所 入所(現任) 2020年12月 日本調理機株式会社 社外取締役監査等委員(現任) 2021年6月 株式会社日新 社外取締役監査等委員(現任) 2021年12月 大和ハウスリート投資法人 監督役員(現任) 2022年3月 株式会社セレス 社外取締役監査等委員 2022年6月 株式会社民間資金等活用事業推進機構 社外監査役(現任) 2022年6月 株式会社商工組合中央金庫 社外監査役(現任) 2023年9月 一般財団法人カルチャー・ヴィジョン・ジャパン 監事(現任)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。

- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名は、現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第19条第3項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する時である2025年11月30日までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)
かき しま ふさ え 柿 島 房 枝 (1974年11月23日)	2004年4月 司法修習生 2005年10月 東京弁護士会 黒田法律事務所 入所 2007年2月 大原法律事務所入所 (現任) 2022年4月 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 理事 (非常勤) (現任)

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案がある時は、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。また、規約第15条第3項に定める議案については、所定の手続きに基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については、「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。また、規約第15条第3項が適用される第2号議案から第5号議案までの各議案につきましては、2023年10月18日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされていません。今後、2023年10月18日から2週間以内に少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。

以 上

## 第14回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号  
大和ハウス工業株式会社 東京本社 2階大ホール  
電話 03-5214-2111



- 交通 JR水道橋駅 西口より徒歩2分
- JR飯田橋駅 東口より徒歩7分
- 東京メトロ有楽町線・南北線 都営大江戸線 飯田橋駅A1出口より徒歩7分
- 東京メトロ東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩4分又はA2出口より徒歩7分

<お願い>当施設には駐車スペースはございませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮ください。